

○財務省告示第二百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年九月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

國務大臣 石田 真敏

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百九十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場に特別参加者による発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者のごとに応募限度額を定めるもの

十三

別参加者
第II競争
価格発行
入札
利率
経過
の払込み

十四

初期利子

十五

第二期
以後

十六
十七
十八

償還金額
償還金額
元利支

十九

入札参加

二十

払込期日

年○・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加し、第二次の式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する。期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}}{100}$$

平成三十一年三月一日を
とし、次の式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}{100}$$

毎三、一月及び九月一日を
払期とし、各支払期において、
その日以、前六ヶ月間に属する利
を支払う。平成三十一年九月一日
平成一十二年九月一日

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年九月三日